

# 非常時事業者間ローミングに係る制度整備について

---

令和7年6月9日  
非常時における事業者間ローミング  
検討作業班 事務局

# 改正省令・告示の概要

## 1 非常時における事業者間ローミングに対応するために端末設備が具備すべき機能に係る規定の整備

### ① 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)の改正

第32条の24の2を新設し、スマートフォン等のインターネットプロトコル移動電話端末(※)が具備すべき機能を規定（大括りで記載し、詳細は告示にて記載）

※インターネットプロトコル移動電話用設備(移動電話用設備(音声伝送携帯電話番号を使用して提供する音声伝送役務の用に供するものに限る。)であって、端末設備又は自営電気通信設備との接続においてインターネットプロトコルを使用するもの)に接続される端末設備

### ② 告示「インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める件」の新設

①で大括りされた機能に関し、その詳細を規定

### ③ 平成25年総務省告示第147号(端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件を定める件)の改正

上記①及び②において規定された機能の具備を求める場合について規定

### ④ 平成23年総務省告示第87号(固定電話端末及び専用通信回線端末設備等の電気的条件を定める件)の改正

LTEを用いるデータ通信端末が具備すべき機能を規定(上記①及び②において規定された機能の一部)

### ⑤ 端末機器の技術基準適合認定等に関する試験方法を定める件(平成16年総務省告示第99号)の改正

上記①、②及び④において規定された機能に係る端末機器の試験方法を規定

## 2 非常時における事業者間ローミングを行う上で、技術的にやむを得ない制約による挙動を許容するための事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)の改正

○令和7年5月29日公布

○令和7年10月1日施行 ただし、一部規定について、施行から2年間(令和9年9月30日まで)の経過措置を規定

# 1－1 端末設備等規則の改正

非常時における事業者間ローミングに対応するために端末設備が具備すべき機能について、端末設備等規則の改正を行うもの。(同規則第32条の24の2を新設。)

その際、端末設備等規則では求める機能を大括りして規定し、告示でそれぞれの詳細を規定。

## 改正により新設する規定

(非常時事業者間ローミング)

第三十二条の二十四の二 インターネットプロトコル移動電話端末は、非常時事業者間ローミング(電気通信事業者が、天災、事変その他の非常事態又は事業用電気通信設備の損壊、故障その他の事由により当該電気通信事業者のインターネットプロトコル移動電話用設備(以下この条において「自網」という。)に利用者のインターネットプロトコル移動電話端末を接続できないときに、当該電気通信事業者と他の電気通信事業者との取決めに基づいて臨時に当該他の電気通信事業者が設置するインターネットプロトコル移動電話用設備(以下この条において「救済網」という。)に当該インターネットプロトコル移動電話端末を接続させることをいう。)に係る次の機能であつて総務大臣が別に告示するものを備えなければならない。

- 一 インターネットプロトコル移動電話端末が救済網に過大な負荷を与えないようにするもの ←機能#3,#5,#6,#7,#9関係
- 二 インターネットプロトコル移動電話端末の状態を救済網に通知するもの ←機能#2関係
- 三 インターネットプロトコル移動電話端末が接続している救済網の名称を利用者が識別し、及び接続する救済網を選択することができるようとするもの ←機能#8関係
- 四 救済網のみを用いて通信を行う場合(利用者の認証を自網における設備を用いて行う場合を含む。)にあつては、救済網の基地局が発信する報知情報に基づいて緊急通報を発信できるもの ←機能#1関係
- 五 救済網を経由し自網を用いて通信を行う場合にあつては、電気通信番号規則別表第十一号に掲げる付加的役務識別番号(発信元の電気通信番号又は位置情報の通知及び非通知に係るものに限る。)を同表第十二号に掲げる緊急通報番号の先頭に付加されて行われた発信であつても緊急通報を発信できるもの ←機能#4関係

# 1－2 端末設備等規則及び関係告示の改正

下記①から④までの端末設備等規則及び関連告示の改正・制定により、インターネットプロトコル移動電話端末(音声)及びLTEを用いるデータ端末が具備すべき機能、経過措置、適用除外について規定  
スマートフォン等のVoLTE(Voice over LTE)端末においては、音声・データともに令和7年10月1日から適用

- ① 端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)の改正（第32条の24の2を新設）
- ② 告示「インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの非常時事業者間ローミングに係る機能を定める件」の新設（①で大括りされた機能に關し、その詳細を規定）
- ③ 平成25年総務省告示第147号(端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件を定める件)の改正（上記①及び②において規定された機能の具備を求める場合について規定）
- ④ 平成23年総務省告示第87号(固定電話端末及び専用通信回線端末設備等の電気的条件を定める件)の改正

## インターネットプロトコル移動電話端末が 具備すべき機能として規定【①②】※1

## LTEを用いるデータ端末が具備す べき機能として規定【④】※4

<左欄と一体の端末>  
<モバイルルータ>  
令和7年10月1日  
(施行日)から適用

経過措置  
【④】  
(※5)

機能#5,#6,#8,#9のみ

<左欄と一体の端末>  
経過措置【④】(※5)

適用除外【④】

### 下記以外

令和7年10月1日(施行日)から適用

### 経過措置(2年間の適用除外)【①】※2

### 適用除外【③】

特に認められた端末  
(申請は音声のみ)

特定事業者の特定周波数のみで  
動作する端末

NB-IoT端末、LTE-M端末

専ら本邦外で使用する端末

LTEを使用しない端末等(※3)

発信機能を有さない端末

※1 省令の施行日前に技術基準適合認定等を受けた機器の技術基準は従前の例によることができる【①の経過措置】

※2 令和9年9月30日まで、技術的な困難性、利用者への影響その他の事情を勘案する必要があるものとして総務大臣の承認を受けたものについては、規定を適用しない。

※3 無線設備規則第49条の6の12又は第49条の6の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等、無線設備規則第49条の23の7に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備を使用するインターネットプロトコル移動電話端末等

※4 告示の施行日前に技術基準適合認定等を受けた機器の技術基準(電気的条件)は従前の例によることができる【④の経過措置(附則第2条)】

※5 令和9年9月30日まで従前の例によることができる【④の経過措置(附則第3条)】

## 2 事業用電気通信設備規則の改正

非常時における事業者間ローミングを行うに当たって、緊急通報に関し、技術的にやむを得ない制約による下記の挙動を許容するため、事業用電気通信設備規則の改正を行うもの。(同規則第35条の20の改正)

- ・緊急通報を発信した端末設備等に係る電気通信番号及び発信に係る位置情報又は発信を受けた基地局に係る位置情報を緊急通報受理機関の端末設備に送信できない場合がある。(同規則第35条の6第2号関係)
- ・緊急通報受理機関に送信した電気通信番号による呼び戻しができない場合がある。(同条第3号関係)

改正後	改正前
<p>第四款 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備 (緊急通報を扱う事業用電気通信設備) 第三十五条の二十 (略)</p> <p>2 第三十五条の六第二号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。<u>ただし、電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、緊急通報を行うため、一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合</u>であって、<u>やむを得ない事由</u>があるときは、この限りでない。</p> <p>3 第三十五条の六第三号の規定は、第一項の事業用電気通信設備について準用する。<u>ただし、電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、緊急通報を行うため、一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合は</u>、この限りでない。</p>	<p>第四款 携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備 (緊急通報を扱う事業用電気通信設備) 第三十五条の二十 緊急通報を扱う事業用電気通信設備は、その発信に係る端末設備等に接続する基地局の設置場所等に応じ、適当な警察機関等に接続しなければならない。</p> <p>2 第三十五条の六第二号及び第三号の規定は、前項の事業用電気通信設備について準用する。</p>

電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時

→被災網のネットワーク設備に障害がある場合を指す

一時的に他の者の電気通信設備を利用する場合

→ローミングにより救済網を利用することを指す

やむを得ない事由

→電気通信番号が送信されない理由が、電気通信事業者の責によらないものであることを指す

# (参考)情報通信審議会 一部答申(令和6年12月17日)の概要

- 令和6年8月から、情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において、端末設備の技術基準等を審議。
- 令和6年12月に、情報通信審議会一部答申(端末設備の技術基準等)。

## 一部答申の構成

- I 検討の背景
- II 委員会の構成
- III 検討経過
- IV 検討結果

### 第1章 検討事項

### 第2章 非常時における携帯電話サービスの事業者間ローミング等に関する電気通信設備に係る技術的条件

- 2.1 端末設備
  - 2.1.1 追加機能
  - 2.1.2 技術基準として位置付けるべき技術的条件
  - 2.1.3 技術基準以外の技術的条件
  - 2.1.4 技術基準適合性確認のための試験
  - 2.1.5 相互接続性確認のための試験
  - 2.1.6 対象となる端末
  - 2.1.7 制度整備の実施時期
- 2.2 ネットワーク設備

### 第3章 今後の対応

## 追加機能要件

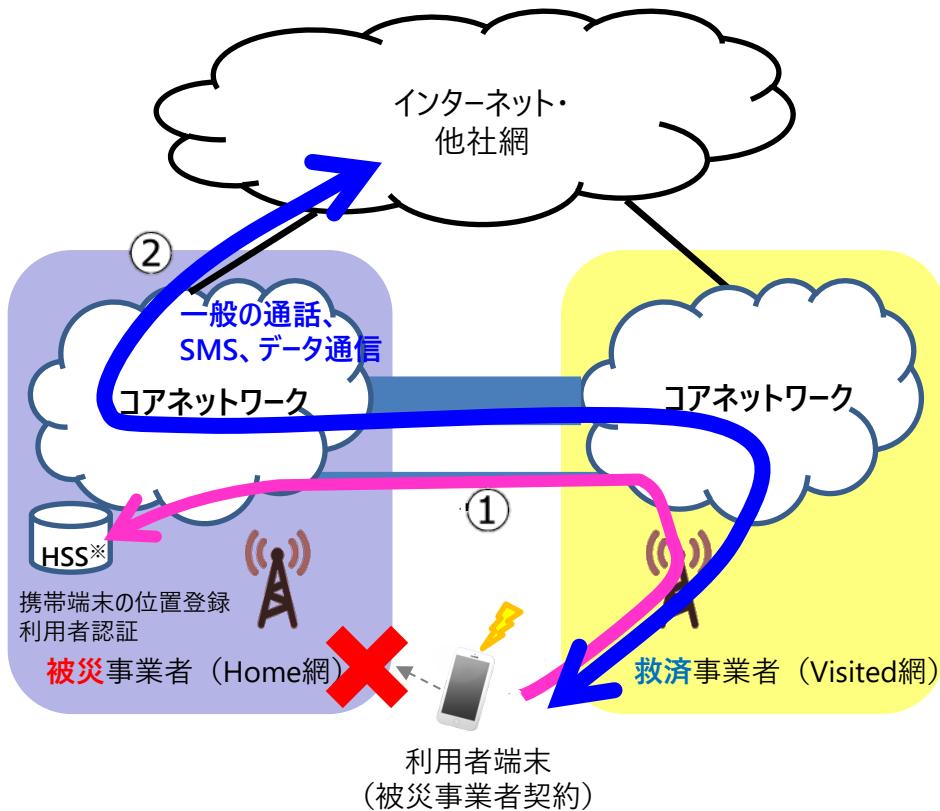
- ① 事業者間ローミングの機能として欠かせないものであること
- ② 事業用電気通信設備の機能に支障を与えないようにするものであること(救済網へ過大な負荷を与えるものでないこと)の観点から検討

	機能名	機能の概要	対象方式
#1	Emergency Attach	位置登録がなされていない状態において、救済網経由で緊急呼発信をできるようにする機能	緊急通報のみ
#2	IMSI送信	緊急呼発信時にIMSIを送信する機能	緊急通報のみ
#3	緊急呼終話後のHome網へのAttach	緊急呼終了時に自網に復帰する機能	緊急通報のみ
#4	Non-detectable / detectable 緊急呼	184等のプレフィックスがついた場合でもローカルブレークアウトによる緊急呼発信をできるようにする機能	フルローミング
#5	CellReserved	平常時に救済網に接続しないようにする機能	両方式
#6	ACB per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないよう 在圏を制御する機能	フルローミング
#7	SSAC per PLMN	救済網に過剰な負荷を与えないよう サービスごとに接続を制御する機能	フルローミング
#8	事業者表示	救済網に在圏していることを表示し選択できるようにする機能	両方式
#9	過度な再送抑制	救済網に対して過剰な負荷を与えないようにする機能	フルローミング

※ 機能番号#1、#2、#3及び#4については、緊急呼に関する機能であるため、現行規定において緊急呼を発信する機能を有することを義務づけられていない端末機器には具備することを求めない。機能番号#7については、VoLTEの制御に用いられるものであるため、LTEを用いるデータ通信端末には具備することを求めない。

## 「フルローミング」方式

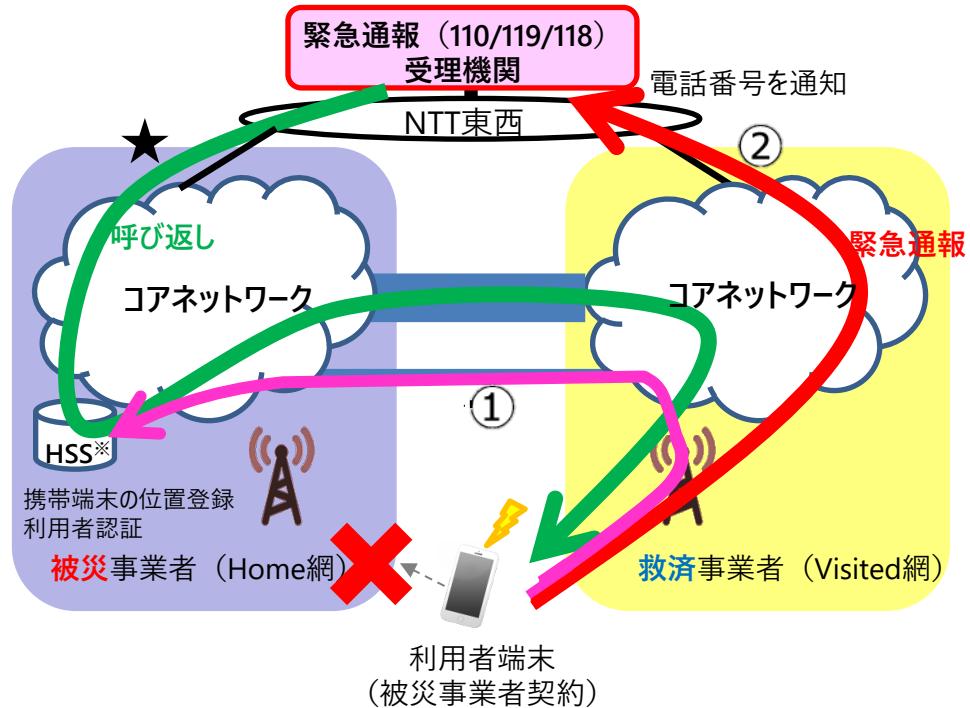
一般の通話、SMS、データ通信が可能



- ① HSS(加入者データベース)による利用者認証や端末位置登録  
 ② ①の完了後、一般の通話やデータ通信が可能

緊急通報が可能  
緊急通報受理機関からの呼び返しが可能

緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示される。  
緊急通報受理機関はその番号に対して呼び返しができる。

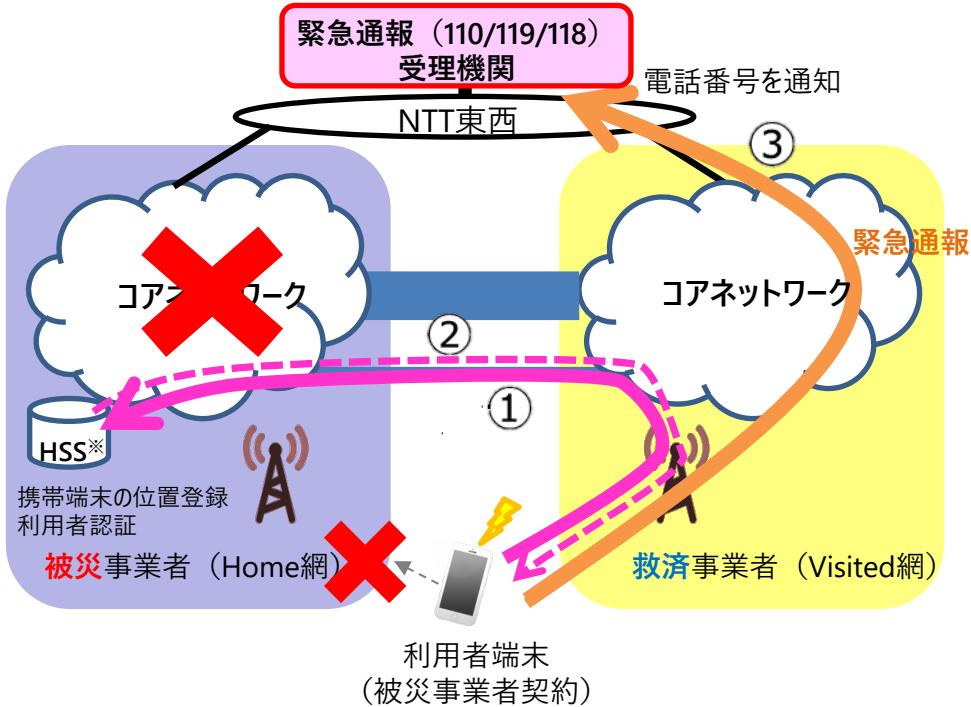


- ① HSS(加入者データベース)による利用者認証や端末位置登録  
 ② ①の完了後、緊急通報の発信が可能  
 ★ 緊急通報受理機関から利用者への呼び返しが可能

## 「緊急通報のみ(認証あり)」方式

## HSS認証が機能する場合

緊急通報受理機関の指令台に発信者の電話番号が表示されるが、ローミング中においては緊急通報受理機関はその番号に対して呼び返しはできない。

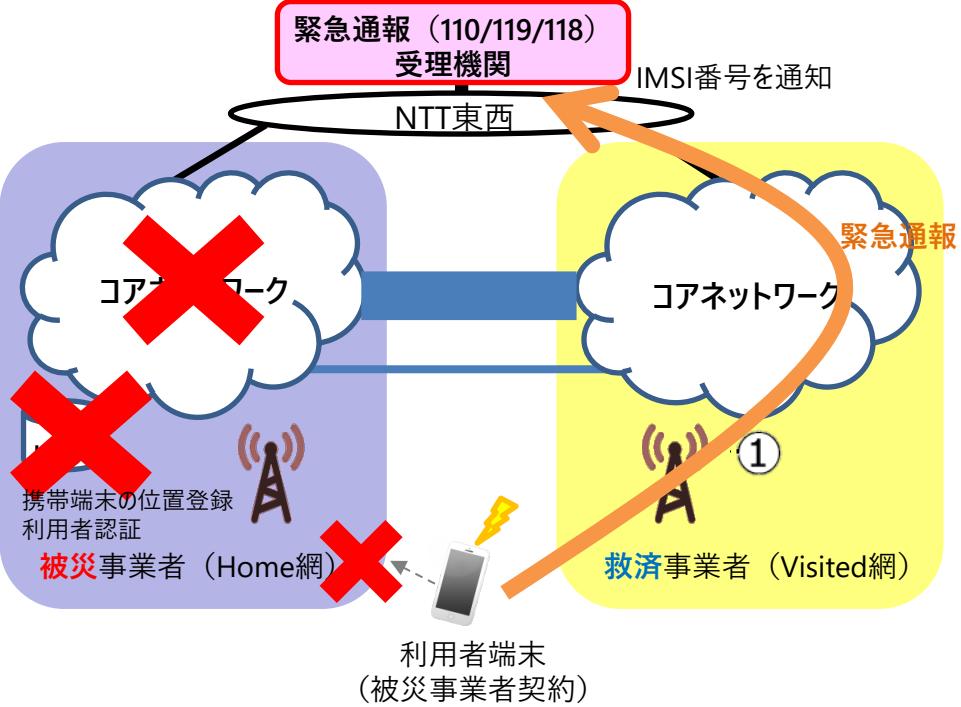


- ① HSS(加入者データベース)による利用者認証や端末位置登録の試行
  - ② ①の完了
  - ③ コアネットワークに障害が発生しているため、  
緊急通報受理機関に対する緊急通報の発信のみが可能  
(緊急通報受理機関からの呼び返しや一般の通話はできない。)

## 「緊急通報のみ(認証なし)」方式

## HSS認証が機能しない場合

緊急通報受理機関の指令台に発信者のIMSI番号が表示されるが、緊急通報受理機関はその番号に対して呼び返しはできない。



- ① コアネットワークに障害が発生しているため、緊急通報受理機関に対する緊急通報の発信のみが可能  
(緊急通報受理機関からの呼び返しや一般の通話はできない。)